

○大館市養護老人ホーム成章園運営規程

平成 18 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、大館市が設置し、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者の指定を受けた社会福祉法人大館市社会福祉事業団が運営する大館市養護老人ホーム成章園（以下「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法（以下「法」という。）の理念に基づき、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、生活支援することを目的とする。

(運営の基本方針)

第 2 条 施設は、入所者の生活支援に関する計画（以下「生活支援計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の生活支援を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその入所者の立場に立って生活支援を行うように努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な生活支援に努めるとともに、市町村、高齢者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 大館市養護老人ホーム成章園
- (2) 所在地 秋田県大館市軽井沢字下岱 2 0 番地 2 0

第 2 章 職員及び職務内容

(職員の職種及び員数)

第 4 条 施設に次の職員を置く。ただし、下記の規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号)第 1 2 条第 4 項に規定するところによる。

- (1) 施設長 1 人 (常勤)
- (2) 医 師 1 人 (嘱託、非常勤)

- (3) 主任生活相談員 1人 (常勤)
 - (4) 生活相談員 1人 (常勤換算)
 - (5) 主任支援員 1人 (常勤)
 - (6) 支援員 1人以上 (常勤換算)
 - (7) 看護職員 1人 (常勤)
 - (8) (管理)栄養士 1人 (常勤)
 - (9) 調理員 1人以上 (常勤)
 - (10) 事務員 1人 (常勤)
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じその員数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は、次のとおりとする。

(1) 施設長

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、施設の職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員

入所者の生活支援計画を作成し、それにそった生活支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行う。

- ① 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業者等と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

② 苦情の内容等の記録

③ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録。

なお、主任生活相談員は、上記の業務のほか、施設への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。

- (3) 支援員 入所者の日常生活の支援、環境衛生等の業務を行う。
- (4) 医師 入所者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (5) 看護職員 入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生業務を行う。
- (6) 栄養士 献立作成、栄養量計算及び食事の記録等を行う。
- (7) 調理員 食事業務を行う。
- (8) 事務員 庶務及び会計業務を行う。

第3章 入所定員

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、80人とする。

2 契約による入所は、定員の20%の範囲内とする。

第4章 入所者の生活支援の内容

(入退所)

第7条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

2 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかについて常に配慮する。

3 次の場合は、措置の実施機関に連絡し、退所措置を講じるとともに関係者に連絡します。

(1) 入居者からの退所の申出があったとき

(2) 入居者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき

(3) 入居者が病院等に入院し、3ヶ月以上経過したとき及び3ヶ月以上の期間入院が見込まれるとき

(4) 入居者が死亡したとき

(社会復帰の支援)

第8条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その入所者及びその家族の希望、退所後の生活環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助に努める。

2 施設は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努める。

(契約による入所)

第9条 施設は、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮したうえで、収容の余力がある場合に限り、契約による入所者の受け入れを行う。

2 契約による入所の対象者は、居住に課題を抱える者で高齢者、低額所得者(月収15.8万円以下)、被災者(発災後3年以内)、障がい者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者とする。

(生活支援の方針)

第10条 施設は、入所者について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行う。

- 2 入所者の生活支援は、生活支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならならないように配慮して行う。
- 3 施設の職員は、入所者の生活支援に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、生活支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、入所者の生活支援に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。なお、身体的拘束等を行う場合の手続等については、別に定める。
- 5 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 身体拘束適正化委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。
- 7 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に行うとともに、その結果について支援員その他の職員に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 支援員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行う。
 - (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
 - (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(生活支援計画)

- 第 11 条 施設長は、生活相談員に入所者の生活支援計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、入所者の生活支援計画を作成する。
 - 3 生活相談員は、生活支援計画について、入所者の生活支援の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

(生活相談、支援等)

- 第 12 条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、

入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 施設は、入所者に対し、生活支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。
- 4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。
- 6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。
- 7 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭する。
- 8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

(居宅サービス等の利用)

第13条 施設は、入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じる。

(日課)

第14条 施設は日常生活につき日課を別に定め、支援計画に基づき実践する。

(余暇活動)

第15条 施設長、生活相談員等は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、クラブ活動、外出行事を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努める。

(食事)

第16条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(健康管理等)

第17条 施設は、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行う。

(勤務体制の確保等)

第18条 施設は、入所者に対し、適切な生活支援を行うことができるよう職員の勤務の体

制を定めておく。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した生活支援を行うことができるよう配慮する。

3 利用者に対する処遇の提供は、施設の職員によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(衛生管理及び感染症対策)

第19条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回定期的に実施すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (5) 平時からの備え(備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定すること。

(入所者の支援の状況に関する記録の整備)

第20条 施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- (1) 入所者の支援に関する計画
- (2) 行なった具体的な支援の内容等の記録
- (3) 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者からの苦情の内容等の記録
- (5) 入所者に対する支援による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(入所者の入院期間中の取扱い)

第 21 条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね 3 ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮する。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第 22 条 入所者は、施設の職員の生活支援による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第 23 条 入所者は、外出（身分証明書携帯地域以外は除く。）又は外泊しようとするときは、その都度、外出外泊先、用件、送迎の有無、食事提供の有無、施設へ帰着する予定日時などを施設に届け出なければならない。

(面会)

第 24 条 入所者、外来者と面会しようとするときは、あらかじめ指定された場所、決められた時間内において面会するものとする。

(健康保持)

第 25 条 入所者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り、これを拒否してはならない。

(衛生保持)

第 26 条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第 27 条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに、施設に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第 28 条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の営利のために人の自由を侵害した

- り、他人に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊をすること。
 - (4) 施設敷地内で喫煙すること。
 - (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (6) 故意または無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - (7) 動物の施設内での飼育及び面会時等に動物を施設内に入れること。

(損害賠償)

第 29 条 入所者は、故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

2 損害賠償の額は、入所者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 30 条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しておく。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に、避難、救出その他必要な研修及び訓練を行う。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

4 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄等）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

第 7 章 その他施設運営に関する重要事項

(居室)

第 31 条 入所者の居室は、個室 10 室、2 人用居室 37 室とし、ベット・衣装収納・押入れ等を備品として備えている。

(静養室)

第 32 条 入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を設けている。

(洗面所及び便所)

第 33 条 居室がある棟に洗面所と便所を設けている。便所については、各棟に男女共用と介助用を別に設けている。

(医務室)

第 34 条 入所者を診療・治療するために診療所を設け、嘱託医が入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(職員室)

第 35 条 居室のあるあさがお棟に職員室を設け、机・いすや書類保管庫等の必要な備品を備えている。

(職員の服務規程)

第 36 条 職員は、老人福祉関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗で謙虚な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

第 37 条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員(このうち看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 38 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する養護老人ホームでの生活支援を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力病院等)

第 39 条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておく。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(秘密保持等)

第 40 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

(苦情への対応)

第 41 条 施設は、その行った生活支援に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等の記録を行う。

3 施設は、その行った生活支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 施設は、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力する。

(地域との連携等)

第 42 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

2 施設は、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(緊急時の対応)

第 43 条 施設の職員は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告義務を負う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 44 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防

止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 施設は、入所者に対する生活支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 施設は、入所者に対する生活支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

(掲示)

第45条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示する。

第8章 雑則

(記録の整備)

第46条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 施設は、入所者の生活支援の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しておく。

(1) 入所者の生活支援に関する計画

(2) 提供した具体的な生活支援の内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(職場におけるハラスメント)

第47条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 48 条 この規程に定めるもののほか、運営管理に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。(平成 22 年 10 月 28 日改正)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

【 大館市養護老人ホーム成章園運営規程 】

改 訂 履 歴 表				
NO	変更改訂日	改訂頁、変更改訂の理由、内容	承認	作成
4	R2. 12. 1	27条(4) 館内での喫煙禁止から敷地内禁止へ変更	花田	畠山
5	R3. 4. 1	第6条入所定員に第2項契約入所の定員を加える 第8条を 契約による入所 として加える。 これにより、これまでの第8条を第9条とし、以降同様に繰り下げる。	鎌田	花田
6	R5. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条1項に、<u>ただし、～するところによる。</u>及び各職種の勤務状態(常勤・非常勤)、(管理)栄養士、を追加 ・第5条(2)のアイウを①②③に変更 ・第6条2項 契約による入所定員は16人とする→<u>契約による入所は、定員の20%の範囲内とする。</u>に変更 ・第7条1項文中に「<u>面接を行い、その者の</u>」を追加 ・同条に<u>3項(1)～(4)</u>追加 ・あらたに<u>(社会復帰の支援)第8条1項～3項</u>を追加 ・以降各条を繰り下げる ・第10条一項文末の<u>妥当適切</u>に行うの「<u>妥当</u>」を削除 ・同条に<u>6項、7項</u>を追加 ・第12条(生活相談等)を<u>(生活相談、支援等)</u>に変更 ・あらたに<u>(日課)第14条1項</u>を追加 ・あらたに<u>(余暇活動)第15条1項</u>を追加 ・第18条3項をあらたに「<u>利用者に～ない。</u>」に変更 ・同条前3項を4項に変更 ・第19条(衛生管理棟)を<u>(衛生管理及び感染症対策)</u>に変更 ・同条2項(1)文中に<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を追加 ・同条(3)の 研修を定期的を <u>研修及び訓練を年2回以上に</u> に変更 ・同条<u>(5)</u>を追加 ・あらたに<u>(入所者の支援の状況に関する記録の整備)第20条1項</u>を追加 ・あらたに<u>(入所者の入院期間中の取扱い)第21条1項</u>を追加 ・第30条2項 文中の 定期的に を<u>年2回</u> 	鎌田	花田

		<p>以上 に変える。必要な の次に <u>研修及び</u> を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同条に <u>3 項、4 項</u>を追加 ・第 7 章「<u>雑則</u>」を「<u>その他施設運営に関する重要事項</u>」に変更し、あらたに <u>第 8 章 「雑則」</u>とする。 ・あらたに<u>(居室)第 31 条～(業務継続計画の策定)第 38 条</u>を追加 ・(協力病院)第 17 条⇒<u>第 39 条</u>に変更 ・(秘密保持等)第 18 条⇒<u>第 40 条</u>に変更 ・(苦情への対応)第 19 条⇒<u>第 41 条</u>に変更 ・(地域との連携等)第 20 条⇒<u>第 42 条</u>に変更 ・あらたに<u>(緊急時の対応)第 43 条 1 項</u>を追加 ・(事故発生の防止及び発生時の対応)第 21 条⇒<u>第 44 条</u>に変更、及び <u>5 項</u>を追加 ・あらたに<u>(掲示)第 45 条 1 項</u>を追加 ・(記録の整備)第 31 条⇒<u>第 46 条</u>に変更 ・あらたに<u>(職場におけるハラスメント)第 47 条 1 項</u>を追加 ・(委任)第 32 条⇒<u>第 48 条</u>に変更 		
--	--	---	--	--